

## 令和4年度山形県Uターン就職活動交通費助成事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、Uターン就職の促進を図ることを目的として、山形県内の企業へ就職を希望している者に対して、県内企業との面接又はインターンシップに要する交通費について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Uターン 山形県へのUターン、Iターン、Jターンの総称をいう。
- (2) 県内企業 山形県内に就業場所となる事業所を開設している、若しくは当該事業所を開設する見込みのある民間が出資・経営する企業をいう。
- (3) 協定締結大学等 山形県と学生UIターン就職促進に関する協定を締結している大学等をいう。
- (4) 対象者 山形県外に在住する者で、山形県Uターン情報センターにおいて利用者登録を行った者又は協定締結大学等に在学している者とする。
- (5) 面接 採用面接をいう。
- (6) インターンシップ 県内企業において、実習・研修等の就業体験を3日以上実施することをいう。
- (7) 面接地又はインターンシップ地 県内企業が対象者との採用面接又はインターンシップを実施する場所をいう。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、山形県内の事業所への就職を目的とした県内企業との面接又は県内企業におけるインターンシップのために、対象者の住所地から面接地又はインターンシップ地までの往復に要する交通費のうち、令和4年4月1日から令和5年3月10日までのもので、往路にあつては面接日又はインターンシップ開始日から起算して7日前の日から当該面接日又はインターンシップ開始日までの間の移動、復路にあつては面接日又はインターンシップ終了日から起算して7日以内の移動に係る次に掲げる経費とする。ただし、災害、傷病その他のやむを得ない理由により移動期間に制限があつた場合には、往路にあつては面接日又はインターンシップ開始日から起算して30日前の日から当該面接日又はインターンシップ開始日までの間の移動、復路にあつては面接日又はインターンシップ終了日から起算して30日以内の移動に係る経費とする。

- (1) 鉄道賃
- (2) 航空賃
- (3) 高速バス料金
- (4) 前各号に掲げる経費と宿泊料が一体となった旅行商品の購入代金

### (交付の条件)

第4条 補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 対象者であること。
- (2) 県内企業との面接地又はインターンシップ地は、山形県内であること。
- (3) 面接又はインターンシップが令和4年4月1日から令和5年3月10日までの

間に実施されたものであること。

- (4) 補助金の支給は、同一人に対し2回を限度とすること。
- (5) この要綱の規定に従うこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額(100円未満の端数がある時は、これを切り捨てるものとする。)又は10,000円のいずれか低い額とする。

2 第4条第1項に掲げる経費について就職活動を行った企業から助成を受ける場合は、当該助成額と補助金の合計額は対象経費を超えないものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、面接又はインターンシップを実施した日から起算して30日を経過する日又は令和5年3月15日のいずれか早い日まで、山形県Uターン就職活動交通費助成事業費補助金交付申請書(兼実績報告書)(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 山形県Uターン就職活動交通費助成事業費補助金交付申請に係る面接・インターンシップ実施証明書(別紙)又は面接・インターンシップの実施を証明できるもの
- (2) 対象経費に係る領収書の原本又は支払いを証明できるもの
- (3) 通帳の写し等補助金の振込先が確認できるもの
- (4) 学生証の写し又は在学証明書(協定締結大学等に在学している者に限る。)

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第8条 知事は、前条による補助金の交付決定及び額の確定を行った場合は、速やかに支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者がいるときは、交付決定を取り消し、補助金の全額を返還させることができる。

(補助金の返還)

第10条 補助金の交付を受けた者は、前条による取消しの通知を受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。